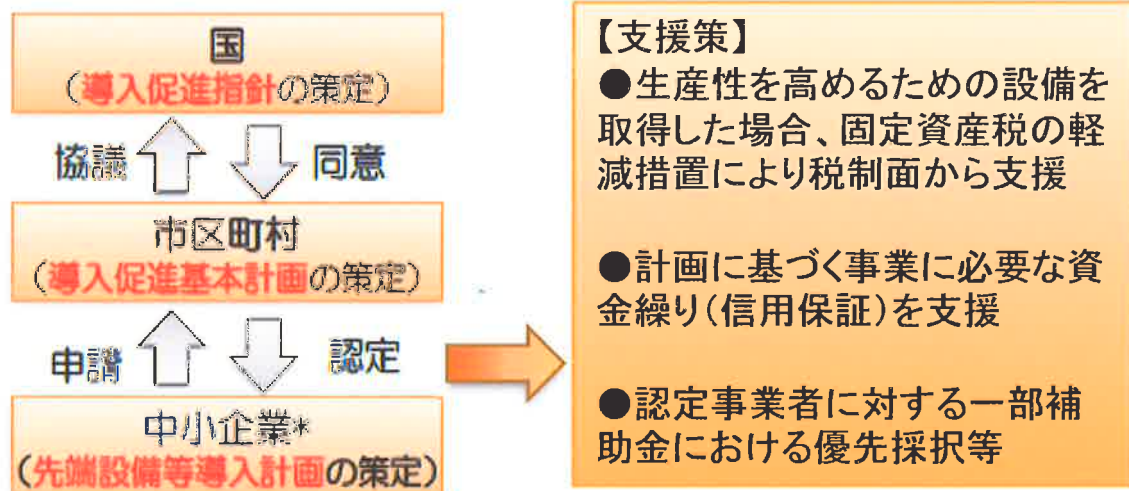


# 中小企業の設備投資を支援します！

## 新規取得設備（償却資産）の固定資産税が 3年間ゼロ

北見市では、「生産性向上特別措置法」に基づき、中小企業の労働生産性の向上に資する設備投資を支援します。市から先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業には、新規取得設備（\*償却資産）の固定資産税が3年間ゼロになるなどの支援策が講じられます。\*償却資産の詳細は下記をご覧ください。



\* 中小企業等経営強化法上の中小企業が対象です。  
ただし、固定資産税の特例を利用するには、一定の要件を満たす必要があります。

### 固定資産税軽減の対象となる設備

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備

設備の種類	用途又は細目	最低価額 〔1台1基又は一の取得価額〕	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備（※1）	全て	60万円以上	14年以内

※1 償却資産として課税されるものに限る。

### 先端設備等導入計画の認定対象となる中小企業の範囲、 支援策に関するお問い合わせ先

北見市役所 商工観光部 商業労政課 中小企業係

TEL : 0157-25-1148

住所 : 北見市北4条東4丁目2番地 第1分庁舎

H P : <http://www.city.kitami.lg.jp/docs/2018061300012/>